

## 京浜臨海部守屋・恵比須地区 研究開発拠点施設整備・運営等事業の 優先交渉権者を決定しました

平成 30 年 1 月から実施していた京浜臨海部守屋・恵比須地区 研究開発拠点施設整備・運営等事業の公募について、優先交渉権者を決定しましたのでお知らせします。

平成 30 年 7 月の提案書受付期間に 1 社から応募があり、外部有識者で構成する京浜臨海部守屋・恵比須地区研究開発拠点施設整備・運営等事業者選定委員会において審査を行い、同委員会からの答申を踏まえ、決定いたしました。

今後は、基本協定及び借地契約の締結等の手続を行い、京浜臨海部守屋・恵比須地区の研究開発拠点としての機能強化を着実に進めてまいります。

### 1 優先交渉権者

昭和電工株式会社（東京都港区芝大門 1-13-9）

### 2 土地の概要

- (1) 所在地：横浜市神奈川区恵比須町 2 番 10、2 番 14  
（J R 京浜東北線 新子安駅、京急本線 京急新子安駅 徒歩 8 分程度）
- (2) 地積：4,403.76 m<sup>2</sup>
- (3) 用途地域等：工業専用地域（60%、200%）横浜港臨港地区（工業港区）

### 3 優先交渉権者の提案概要

事業コンセプト	<p>自社研究開発複合施設「融合の舞台」の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な技術が「融合」する研究開発のグローバル拠点の新設</li> <li>・知見集約のプラットフォームの新設</li> </ul>
施設概要	<p>延床面積約 8,800 m<sup>2</sup></p> <p>地上 6 階建て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1～4 階 研究開発ラボエリア、</li> <li>5～6 階 コラボレーションスペース、ラーニングスペース</li> </ul>
事業用定期借地期間	50 年（借地借家法第 23 条第 1 項）

### 4 今後の予定

平成 30 年 11 月～平成 31 年夏頃      基本協定、事業用定期借地権設定契約締結  
平成 34 年春頃                              工事竣工、供用開始

※公募の結果に関する詳細は、下記のホームページをご参照ください。

(URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shinshutu/moriyaebisu/20161121111139.html>)

<b>お問合せ先</b>		
経済局企業誘致・立地課長	桐原 和博	Tel 045-671-4085

(裏面あり)

## 【イメージパース】



提案概要・イメージパースは、応募時のものであり、今後、変更する可能性があります。  
(イメージパースは応募書類から転載したものであり、著作権は応募者に帰属します。)

## 【位置図】

